

(平成24年10月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から同年5月1日まで

昭和39年7月からA社に勤務し、同社C支所の立ち上げに伴い異動した。同一事業所内での異動であり、勤務は継続していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の厚生年金保険記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、異動先のA社C支所は昭和40年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できるところ、同社の同僚は、同社が厚生年金保険の適用を受ける前の厚生年金保険料については、A社（本社）で控除されていたのではないかと供述していることから、申立人の同社での資格喪失日を、同社C支所における資格取得日と同日の同年5月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和40年3月の社会保険事務所（当時）の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 42 年夏頃から A 社に勤め始め、B 業務をした。3 か月の通勤定期で通勤した記憶があるので、約 4 か月は同社で働いたと思う。給与が支払われなかったため辞めたが、3 か月たった頃に、C 行政機関の人が調査に来たのを覚えている。しかし、給与は一度も支払われなかった。42 年 10 月だけ厚生年金保険の加入記録があることに納得できない。

働いた申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 42 年夏、同時期に入社したと申立人が記憶する同僚と思われる者は、「B 業務には若い人と、もう一人女性がいた。申立人は若い人の方だと思う。おぼろげだが覚えている。」と供述しており、当該同僚は、同年 9 月 1 日付けで A 社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、申立人の同社における入社日は特定できないものの、申立人が厚生年金保険の資格を取得した同年 10 月 1 日以前から同社で勤務していたこととはうかがえる。

しかしながら、元事業主の妻は、先々代の事業主が当時、試用期間として 3 か月、厚生年金保険に加入させない期間があると言っていたのを覚えている旨供述しているところ、別の同僚は、「D 学校を卒業してすぐに E 業務の見習いとして A 社に入社した。昭和 42 年 4 月から同年 7 月までは見習期間で厚生年金保険に加入しなかったようだ。」と供述しており、当該同僚は 42 年 8 月 1 日付けで、また、46 年から平成 10 年頃まで、同社に勤務していた旨供述している別の同僚は 51 年 1 月 1 日付けで、A 社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、同社は、入社後すぐに従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、A社は既に廃業しており、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等は保管されておらず、申立人も申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 10 日から 42 年まで
(A社)
② 昭和 42 年から 45 年まで
(B事業所)
③ 昭和 45 年から 46 年まで
(C事業所)

昭和 39 年 3 月 10 日から 42 年までの間に、半年から 1 年程度、A社に勤務し、42 年から 45 年までの間に、半年から 1 年程度、B事業所（現在は、D社）に勤務した。

その後、昭和 45 年から 46 年までの一部の期間においてC事業所に在籍して、E社F支所で勤務していた。しかし、勤務していた期間について厚生年金保険の記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間のうち、半年から 1 年程度、A社に勤務していたと主張しているところ、申立人は当該事業所に係る同僚を記憶していないものの、申立期間①において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、申立人の勤務期間は不明であるものの申立人が同社で勤務していた旨回答している。

しかしながら、A社は既に廃業し、申立期間当時の事業主は死亡しており、同社を引き継いだ元事業主も、人事記録、賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人が同社に勤務していたことを記憶していない旨供述している上、申立人も申立期間①に係る給与明細書等を所持していないことから、申立期間①にお

いて申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、当該期間のうち、半年から1年程度、B事業所に勤務していたと主張している。

しかしながら、B事業所を承継したD社は、申立期間②に係る人事記録、賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人も申立期間②に係る給与明細書等を所持していないことから、申立期間②において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、申立人はB事業所に係る同僚を記憶しておらず、申立期間②において同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚も申立人を記憶していないことから、申立期間②における申立人の具体的な勤務実態を確認することができない。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、当該期間の一部の期間において、C事業所に在籍し、E社F支所で勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人が在籍したと主張するC事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認することはできない。

また、申立人は、C事業所に係る事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、E社F支所の従業員の氏名を記憶しているものの、同人に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらず、同人を特定することができないため、申立期間③における申立人の具体的な勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人は、E社F支所において担当していた業務について供述しているものの、同社同支所は、当該業務については昭和50年代に行っていた旨回答しており、申立人が主張する申立期間と符合しない。

このほか、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を申立事業所の事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

昭和 51 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月末まで A 事業所(現在は、B 事業所)に C 職種として勤務した。昭和 51 年 7 月 1 日からは D 共済組合に加入しているが、それ以前の同年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日までの同事業所での臨時採用期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

昭和 54 年 4 月から A 事業所に勤務した夫には、臨時採用期間の厚生年金保険の加入記録が有るにもかかわらず、自分の記録が無いことに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の人事を管理する F 事業所及び D 共済組合 E 支部から提出された申立人に係る人事記録及び履歴書により、申立人が申立期間において、臨時職員として A 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、国(厚生労働省)の記録によると、申立人及び申立人が記憶する申立人と同日の昭和 51 年 4 月 1 日に、A 事業所に新卒で臨時職員として採用された同僚 3 人の同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票は無く、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、申立人及び申立人が記憶する上記同僚は、A 事業所において昭和 51 年 4 月 1 日付けで採用された者は 20 人くらいだったと思う旨供述しているものの、同事業所に係る上記被保険者原票によると、同日に被保険者資格を取得している者は 2 人であることが確認できることから、同事業所では、申立期間当時、採用された全ての職員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、B事業所及びF事業所は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人も、申立期間に係る給与明細書等を所持していないことから、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

加えて、申立人は、昭和54年4月からA事業所に臨時職員として採用された夫には、共済組合加入以前の同年4月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が有り、自分の記録が無いことに納得できないとしているところ、同事業所に係る50年1月から56年12月までの健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、各年の4月1日に被保険者資格を取得している者が、50年から53年までは1人又は2人であるにもかかわらず、54年は46人、55年は25人、56年は26人確認でき、そのうち申立人の夫と同日（54年4月1日）付けで同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、2か月後の同年6月1日付けで共済組合に加入しているC職種の者は、同年4月1日採用は50人くらいであったと思う旨回答していることを踏まえると、同事業所においては、54年から臨時職員に対する厚生年金保険加入の取扱いが変更された可能性がうかがえる。

このほか、申立期間について申立人の雇用保険加入記録は確認できず、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。